

(特別委員辞任及び補欠選任)	
一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員	
辞任	遠藤 武彦君
遠藤 武彦君	金子善次郎君
船田 元君	若宮 健嗣君
金子善次郎君	遠藤 武彦君
若宮 健嗣君	船田 元君
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員	日本年金機構法案
辞任	赤城 徳彦君
赤城 徳彦君	江渡 聰徳君
(議案提出)	国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案
一、去る一日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)	一、昨四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(馬淵澄夫君外四名提出)	公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)
競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(東順治君外五名提出)	一、去る一日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。
(議案付託)	公職選挙法の一部を改正する法律案(鳩山邦夫君外四名提出)
一、昨四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	一、去る一日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名提出)衆法第六号)	公職選挙法の一部を改正する法律案(鳩山邦夫君外四名提出)
政治資金規正法の一部を改正する法律案(東順治君外五名提出、衆法第三九号)	競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)	競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案
一、去る一日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨参議院に通知した。	一、去る一日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
(質問書提出)	在パラグアイ大使館に配置されていた版画「晴畑」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。	在パラグアイ大使館に配置されていた陶磁器「白地鉄絵文壺」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
政治資金規正法の一部を改正する法律案(岡田克也君外五名提出)衆法第六号)	在エクアドル大使館に配置されていた陶磁器「九谷焼色絵小文皿」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
政治資金規正法の一部を改正する法律案(東順治君外五名提出、衆法第三九号)	北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会付託)	民法第七百七十二条に係るいわゆる無戸籍児に関する質問主意書(市村浩一郎君提出)
一、去る一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。	一、昨四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
以上二件	日本のクラスター爆弾による日本の住民の被害に関する質問主意書(辻元清美君提出)

沖縄県辺野古沖における抗議行動に関する質問
主意書(辻元清美君提出)
ラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ロシア日本大使館の執務体制に関する質問
主意書(鈴木宗男君提出)

在ベルギー大使館に配置されていた日本画「姉妹」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ロシア日本大使館に配置された質問主意書(鈴木宗男君提出)

在グアテマラ大使館に配置された質問主意書(鈴木宗男君提出)

在韓国大使館に配置されていた日本画「門」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ベレン総領事館に配置されていた洋画「スペイン風景その一」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在トロント総領事館に配置されていた日本画「朝顔」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在二ユーロリンズ総領事館に配置されていた日本画「鯉」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた日本画「富士」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在ラスバルマス駐在官事務所に配置されていた陶磁器「萩窓変壺」の消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

在平成十八年度内にデフレから脱却するといふ公約に関する第三回質問主意書
（鈴木宗男君提出）

在アトランタ総領事館に配置されていた作者不明の日本画「山水画」の消失に関する質問主意書
（鈴木宗男君提出）
（答弁書受領）
一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員滝実君提出平成十八年度内にデフレから脱却するといふ公約に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土における我が国経済の浸透度に関する質問に対する答弁書
衆議院議員照屋寛徳君提出辺野古の環境現況についてやくもとの消失に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
衆議院議員鈴木大輔君提出緑資源機構による官製談合と天下りに関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出政府開発援助(ODA)と我が国との国益に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出日本の在外公館における美術品の紛失に関する質問に対する答弁書
平成十九年五月二十二日提出
質問 第二三五号
公約に関する第三回質問主意書
提出者 滝 実

約に関する再質問主意書に対する平成十九年五月十五日の答弁書によれば、平成十九年度のGDPの実質成長率は二・〇%、名目成長率は二・二%程度になる見通しとある。このことに関して第三回目の質問をする。

一、「成長なくして財政再建なし」と言うことだが、平成十九年度のGDP名目成長率が二・二%という成長見通しは、十分な成長と言えるのか。OECD Economic Outlook No. 80(以下「Outlook」という)によれば、二・二%というのはOECD三〇カ国中、最下位であり、二九位であるイタリアの三・二%からも大きく差をつけられる。二〇〇八年の見通しは二・七%となつてゐるが、これも三〇カ国中最下位だ。日本経済はOECDO三〇カ国の中で最も成長しない経済だというのが現内閣の認識なのか。政府は経済成長のための努力が足りず、そういう状況では財政再建などあり得ないのでないのではないか。

Outlookによれば、国の債務のGDP比は平成十八年度が一七六、二%、平成十九年度が一七七、六%、平成二十年度が一七七、三%となつてゐる。つまり、平成十九年度まで上昇し、二十年度から下がり始める。債務は増え続けているし、基礎的財政収支は赤字であるのに、なぜ平成二十年度から国の借金のGDP比が減少し始めるかと言えば、名目GDPの伸びが二・二%から一・七%に増加するからで、名目GDPのわずかの伸びでも財政健全化に貢献する。このことを認めるか。

三、過去の「改革と展望」や「進路と戦略」では、名目成長率はどんどん高まるように書いてある

が、実際はそうなっていない。例えば平成十七年発表の「改革と展望」では、平成十九年度の名目成長率は二・六%、消費者物価指数上昇率一・四%、平成十八年発表の「改革と展望」では平成十九年度の名目成長率は二・五%、消費者物価指数上昇率一・一%、今年発表の「進路と戦略」では平成十九年度の名目成長率は二・〇%、消費者物価指数上昇率〇・五%にまで下がつた。次々と目標の達成に失敗し、下方修正が続いている原因は、どのような経済対策でそれだけの景気浮揚効果があるかという分析を行つてから「骨太の方針」を決めていないのが原因である。他の先進国では、当然行われている経済分析が日本では行われていないのはなぜか。失敗の原因を調べ、軌道修正しようとしている現状では今年発表の「進路と戦略」の予測である名目成長率(平成二十年度二・八%、平成二十一年度三・三%)や、消費者物価指数上昇率(平成二十年度一・二%、平成二十一年度一・七%)は、実現しないのではないか。

四、「改革と展望」にも「進路と戦略」にも国・地方の債務残高は今後増え続けるとある。今後、債務残高そのものを減らすことを政府は考えていなかつてよいか。

五、国・地方の債務残高は増えて、名目GDPが増加し、債務のGDP比が減ればよいというのが政府の見解と思つてよいか。

六、基礎的財政収支を黒字化しなければ、債務のGDP比は減らないと政府は誤解している。「進路と戦略」をみると二〇〇七年度以降は基礎的財政収支は赤字でありながら、債務のGDP比は減り続けている。債務のGDP比が減るな

官 報 (号 外)

ら基礎的財政収支は赤字でもよいのではない
か。歳出削減や増税による基礎的財政収支の黒
字化だけが、財政再建の手段ではないのではないか。

七 政府は二〇一一年度に基礎的財政収支を黒字

化するための不足額が一六・五兆円(平成十八
年十二月二十六日に九・五兆円に修正)である
としていて、その不足額を増税または歳出削減
で補うことにしている。しかし、そのような増
税や歳出削減は、世界における日本経済のシエ
アをますます縮小させる恐れがある。一切の先
入観を排し、本格的な経済モデルを使い基礎的
財政収支は赤字のままでも債務のGDP比を減
らす方法を検討したらどうか。

内閣衆質一六六第二三五号

平成十九年六月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員滝実君提出平成十八年度内に「デフレ
から脱却する」という公約に関する第三回質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員滝実君提出平成十八年度内に「デ
フレから脱却する」という公約に関する第三
回質問に対する答弁書

一、二及び四から七までについて
「平成十九年度の経済見通しと経済財政運営
の基本的態度」(平成十九年一月二十五日閣議決
定)において、平成十九年度は、「改革の加速・
深化と政府・日本銀行の一体となつた取組等に

より、物価の安定の下での自律的・持続的な經
済成長が実現すると見込まれ、GDPの実質
成長率が二・〇パーセント程度、名目成長率が
二・二パーセント程度になると見通されるとし
ている。

また、「日本經濟の進路と戰略」(平成十九年
一月二十五日閣議決定。以下「進路と戰略」とい
う。)において、進路と戰略に盛り込まれた政策
が実行される場合には、今後五年間のうちにG
DPの名目成長率が「三」パーセント台半ば程度
あるいはそれ以上も視野に入ることが期待され
る」としていいる一方で、政策の効果が十分に発
現されず、かつ世界經濟の減速など外的な經濟
環境も厳しいものとなる場合、「中期的に二
パーセント台前半あるいはそれ以下にとどまる
と見込まれる」としていいる。なお、こうした經
済の展望には種々の不確実性を伴うため、相当
な幅を持って理解される必要がある。

政府としては、「二〇一〇年代半ばに向け、
債務残高の対GDP比率を安定的に引き下げる
ことを目指し、まずは二〇一一年度には、国と
地方を合わせた基礎的財政収支を確実に黒字
化すること」としている。現在の極めて厳しい
財政状況等を踏まえれば、経済成長を維持しな
がら、歳出・歳入一体改革に正面から取り組む
ことが必要であると考えている。

三について
政府としては、内外の経済動向等様々な要素
を勘案し、適切な経済財政運営に努めていると
ころであり、成長力の強化等に取り組むことと
していいる。進路と戰略の対象期間中のGDPの
名目成長率については、一、二及び四から七ま

でについてでお答えしたとおりである。また、
消費者物価指数の上昇率については、進路と戰
略において、進路と戰略で示された適切なマク
ロ経済運営の下で、今後五年間のうちに二パー
セント程度に近づいていくものと見込まれると
している一方で、「リスクが顕在化するケース
では、これを若干下回ると見られる」としてい
る。なお、こうした經濟の展望には種々の不確
実性を伴うため、相当な幅を持って理解される
必要がある。

している一方で、「リスクが顕在化するケース
では、これを若干下回ると見られる」としてい
る。なお、こうした經濟の展望には種々の不確
実性を伴うため、相当な幅を持って理解される
必要がある。

している一方で、「リスクが顕在化するケース
では、これを若干下回ると見られる」としてい
る。なお、こうした經濟の展望には種々の不確
実性を伴うため、相当な幅を持って理解される
必要がある。

回すつ開かれた。日本側の提案で『共住』島の
将来』がテーマに設定されたが、島の主権が日
本国のものになるか、ロシアになるかという前提
条件が示されなかつたため、議論はかみ合わな
かった。

択捉島では、『日本の主権行使』を前提に、日
本国側が『共住』にあたつて、日本の国籍を取り
いか』と問い合わせたのに對し、ロシア人側は『こ
こはロシア領土。日本への編入は考えていいな
い』と反発。ロシア側からは経済協力や日本か
らの投資を求める意見が自立ち、『日本が近い
のに、韓國や中国が日本の占めるべき地位にい
る』との指摘もあつた。

八木團長らは十日に国後島の南クリール地区
行政府、十二日に択捉島のクリール地区行政府
をそれぞれ訪問した。

北領土における投資と北領土問題解決
を自指す我が國の立場に関する質問主意書
平成十九年五月二十二日提出
質問 第二三六号
北方領土における投資と北方領土問題解決を
目指す我が國の立場に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

平成十九年五月十五日付北海道新聞三十一面
に、「本年度最初の『ビザなし交流』終わる 進
むインフラ整備工事『共住』議論がみ合わず
住民と対話 経済協力求める声も」との見出し
で、

平成十九年五月十五日付北海道新聞三十一面
に、「本年度最初の『ビザなし交流』終わる 進
むインフラ整備工事『共住』議論がみ合わず
住民と対話 経済協力求める声も」との見出し
で、

南クリール地区行政府のイーゴリ・コーワリ
地区議會議長兼地区長は、現在国後、色丹両島
で進められている中央政府の開発計画について
『火山を利用した地熱発電や、地熱による暖房
用の高温蒸気の供給パイプライン建設、空港の
改修などの事業が進められている』と指摘。

実際、国後島古釜布の市街地では、蒸気パイ
プの埋設工事が行われていた。国後唯一の空港
であるメンデレーエフ空港では、空港当局者が
『現在千五百メートルの滑走路を今後五年かけ
て二千五百メートルに延長し、現在、ユジノサハ
リソスクまで週四便の旅客機に加え、ハバロフ
スク、ウラジオストク線を新設する』と説明し
た。

クリール地区行政府では、アナトリー・スベ
トロフ・地区議會議長兼地区長が『基幹産業の
ロシア人住民との対話集会は国後、択捉で一
度づつ開かれた。日本側の提案で『共住』島の
将来』がテーマに設定されたが、島の主権が日
本国のものになるか、ロシアになるかという前提
条件が示されなかつたため、議論はかみ合わな
かった。

漁業は順調で、サハリン州で最も出生率が高い。若い人が生活を楽しめる島になつた」と強調。

択捉島では、地元最大の企業である水産業ギロストロイ社が内岡地区に工場を増設しているほか、別飛地区では大型漁船に対応する岸壁を建設中。また地区の行政府は、病院を鉄筋コンクリートにて替える工事を始めていた。

国後島の住民の間では、インフラ整備について『本当に作られるのか。今まで約束はいろいろあつたが実現しなかつた』(住民対話集会)と疑う声もあつたが、『地熱発電が始まって電気代が三割下がつた』(訪問先家庭)、『今後も住み続けられる島づくりを歓迎する』(住民対話集会)と期待の声も多かつた。

二 北方領土を日本に返還することに対する、北方領土に居住するロシア系住民の意識について、外務省は調査を行つたことがある。ならば、その具体的な調査結果を明らかにされたい。

三 北方領土に対し韓国と中国が投資を行うことは、北方領土に対する我が国の立場と抵触するか。抵触するならば、どの様な問題があるのか明らかにされたい。

四 北方領土に対して韓国と中国が投資を行つた事実があるか。あるならば、その具体的な内容を明らかにされたい。

五 国後島、択捉島において、ロシア中央政府により火山を利用した地熱発電や地熱による暖房用の高温蒸気の供給パイプライン建設、空港の

改修などの事業が進められているという事実があるか。あるならば、かかる事業に対する外務省の評価如何。

六 国後島にあるメンデレーエフ空港の滑走路を、現在の千五百メートルから二千百メートルに延長するという計画があるか。あるならば、かかる計画に対する外務省の評価如何。

七 過去五年間の国後島における状況は、我が国が目指す形での北方領土問題の解決に資する方向で推移しているか。外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆賀一六六第二三六号
平成十九年六月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の方針に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の方針の立場に関する質問に対する答弁書

一について
御指摘の記事については、政府として承知している。

二について
外務省として、御指摘の調査を行つたことはない。

第三国による投資の具体的な内容、態様等が北方四島に対するロシア連邦の管轄権を

前提とするものであれば、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないと考えている。

四について

北方四島は、我が國固有の領土であるが、ロシア連邦が法的根拠なくして占拠しており、現在、我が国は、御指摘のような投資の状況について詳細を把握することが事实上できない状況にあることから、外務省としてお尋ねについてお答えすることは困難である。

五及び六について

北方四島における御指摘のような事業が、ロシア政府が承認した「二千七年から二千十五年までのクリル諸島(サハリン州)社会・経済発展連邦特別プログラム」に含まれていることは承知している。他方、北方四島は、我が國固有の領土であるが、ロシア連邦が法的根拠なくして占拠しており、我が国は、現在かかる事業の実際の進捗状況について詳細に把握することが事実上できない状況にあることから、外務省として、これらの事業に対する評価を述べることは困難である。

七について
御指摘の「国後島における状況」が具体的に何を指すのかが必ずしも明らかでないこともあり、外務省として一概にお答えすることは困難である。

日本政府は、北方領土との経済交流は投資、納税などを通じてロシアの法律の適用を受けるため、ロシアによる統治を追認する恐れがある、との観点から『自肃体制』を敷いてきた。四島では、漁船員が根室寄港時に手荷物として日本製品を持ち帰るケースを除けば、現在、船で二十三日かかるサハリンから日用品を調達しなくてはならない。輸送コストが物価を押し上げているとされ、小売店では冷凍豚肉一キロが百八十ブル(約七百二十円)、板チョコ一

北方領土における我が国経済の浸透度に関する質問主意書

一一〇七年五月十六日付北海道新聞夕刊十面に、「ビザなし訪問団道の経済、環境担当者に聞く 日本製品劣勢に焦り」との見出しが、

で、

「北方領土ビザなし交流で九日から十四日まで国後、択捉両島を訪れた本年度最初の日本側訪問団に、道は、北方領土問題を担当する総務部の北方領土対策本部以外に、初めて経済、建設、環境などの分野の担当者を派遣メンバーに加えた。これまで十五年間の訪問で、一定の積み重ねもできしたことから、交流の『幅』を拡大させようとの狙いからだ。

道経済部商業交流課の上野一成主幹は国後、択捉両島内の商店で日本製品をほとんど見かけなかつた。『正直、焦りを感じました』。食料品店の棚にはロシア語の文字が踊るジュースや酒類、缶詰、調味料などの商品が並び、韓国製品も交じる。衣料雑貨店は中国の独壇場だ。靴や衣料の大半が漢字のタグを下げた中国製品だつた。

質問 第二三七号
北方領土における我が国経済の浸透度に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

平成十九年五月二十三日提出

か、法的根拠を示した上で、政府の統一見解を明らかにされたい。

四 那覇防衛施設局は、調査海域の使用同意を得る際に、沖縄県から同意に伴う配慮事項を明示された上、その厳守を求められたはずである。

那覇防衛施設局が沖縄県に提出した調査海域の使用願、それに対する沖縄県からの同意書及び添付の配慮事項を示した上で、調査上の配慮義務厳守に対する政府の見解を明らかにされたい。

五 今回の調査強行によって、生きたサンゴが大規模に破壊損傷されている。調査機器の設置方法や作業工程を具体的に示し、サンゴの破壊損傷について、海上自衛隊や調査委託を受けた民間業者に、どのような責任を追及するのかを明らかにした上で、政府の見解を示されたい。

六 今回の環境現況事前調査を委託した業者名、委託費用、調査期間と内容、設置した機器と機能及び設置場所の数と位置を明らかにした上で、いかなる調査が行われているのか、また、これらの措置が適切であつたと考えるのかどうか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二三八号
平成十九年六月一日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出辺野古の環境現況事前調査への掃海母艦「ぶんご」出動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出辺野古の環境現況事前調査への掃海母艦「ぶんご」出動に関する質問に対する答弁書

一 及び三について

今般の機器設置作業は、民間業者に委託するだけでなく、海上自衛隊が保有する潜水能力を活用することにより、キャンブ・シュワブ沖における海象の状況、ジュゴンの生息状況及びサンゴ類の産卵生息状況を把握することを目的とした現況調査（以下「現況調査」という。）を限られた期間内に円滑かつ十分に実施することができると想え、平成十九年五月十一日、防衛施設庁長官から、海上幕僚長に対し支援を依頼したことである。

現況調査に対する海上自衛隊の部隊による協力は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第十九号に規定する事務を所掌する防衛施設庁が実施する現況調査に対して、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二条第二項の規定の趣旨を踏まえ行つたものである。

なお、現況調査は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に違反するものではない。

二について

現況調査に対しても、海上自衛隊の部隊が所要の協力を行つたが、これは、平成十九年五月十一日に防衛大臣が発した命令を受け、同月十八日から辺野古沖周辺海域において機器設置作業を行つたものである。お尋ねの機器設置作業に從事した海上自衛隊の部隊の人数は、これを明ら

かにすれば、今後の機器設置作業において海上自衛隊の部隊が所要の協力を執行する場合に機器設置作業の円滑な実施に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

四について

平成十九年三月二十七日、那覇防衛施設局は、現況調査を行うため、公共用財産使用協議書を沖縄県に提出し、同年四月二十四日、同県から、同協議書に係る公共用財産の使用について同意が得られたところであり、その際、使用に当たつての配慮事項として「ジュゴンへの配慮」、「藻場・サンゴ類等への配慮」、「鳥類への配慮」等が示されている。

いずれにしても、沖縄県から示された配慮事項についても十分に考慮し、現況調査の実施に当たつては、自然環境に十分配慮してまいりたい。

五について

現況調査においては、サンゴ類の産卵生育状況を調べるために着床具（以下「サンゴの着床具」という。）を海底に設置したものである。

防衛省としては、サンゴの着床具の設置に当たり、あらかじめサンゴ類の分布等の状況について現場確認を行い、可能な限りサンゴ類への影響を低減させられるような場所を選定した上で、平成十九年五月十八日から機器設置作業を行つたところである。

防衛省としては、この調査は、キャンブ・シュワブ海域のサンゴ類の増殖環境を把握することを目的としているため、サンゴの着床具を密に生息している地域ではなく、

その周辺に設置していることから、当該海域のサンゴの生息環境に大きな影響を与えるものでなく、御指摘のように「生きたサンゴ」が大規模に破壊損傷されている。とは考えていないが、いずれにしても、今後とも現況調査の実施に当たつては、自然環境に十分配慮してまいりたい。

六について

現況調査のうち、海象等の調査については、株式会社バスコ沖縄支店に対し委託額六億五千円、契約の履行期間平成十九年三月二十九日から平成二十年十月三十一日までとして、サンゴやジュゴン等の調査については、いわ株式会社沖縄支店に対し委託額十六億五千九百万円、契約の履行期間平成十九年三月三十日から平成二十年十月三十一日までとして、サンゴの設置等については、いわ株式会社沖縄支店に対し委託額三千五百七十万円、契約の履行期間平成十九年三月二十九日から平成十九年十月三十一日までとして、それぞれ業務委託を行つてある。

また、海象等の調査の業務においては海象の状況を把握するための機器を、サンゴやジュゴン等の調査の業務においてはジュゴンの生息状況を把握する調査のためのパッシブソナー及び水中ビデオカメラを、サンゴ着床具の設置等の業務においてはサンゴ類の産卵生育状況を調べるための着床具をそれぞれ設置するものである。

設置する機器の数及び位置については、今後の作業の円滑な実施に支障を来すおそれがあることから、現時点で、お答えを差し控えたい。

官報 (号外)

<p>防衛省としては、機器の設置に当たり、五について述べたように、自然環境に十分配慮して行つてきたところであるが、今後とも現況調査の実施に当たつては、自然環境に十分配慮してまいりたい。</p>
<p>平成十九年五月二十四日提出 質問 第二三九号</p>
<p>緑資源機構による官製談合と天下りに関する質問主意書</p>
<p>提出者 松本 大輔</p>

<p>緑資源機構による官製談合と天下りに関する質問主意書</p>
<p>農林水産省所管の独立行政法人緑資源機構(以下「機構」という。)を舞台とした官製談合疑惑については、昨年三月一日及び本年二月二十八日の本院予算委員会第六分科会においても取り上げたところであるが、今般、刑事事件に発展した。中川昭一前大臣及び松岡利勝大臣に対しては、同分科会において一般競争入札が全く行われていない不適切な契約実態や、官製談合の温床と指摘されるいわゆる天下りについて質したが、両大臣とも問題意識のかけらも感じられない答弁に終始しており、度重なる官製談合事件を招いた政府与党の責任は大きい。特に、内部調査によって自浄能力を発揮すべきとの指摘に対し、公正取引委員会による調査を「見守る」と答弁した松岡大臣の姿勢は、倫理観の欠落と自浄能力の欠如を露呈しており、安倍総理の任命責任が厳しく問われるべきである。以下、機構の官製談合と天下りについて質問する。</p>
<p>「口利き」とは、不当要求になるおそれがある要求として、松岡氏が機構及び農林水産省(以下「機構等」という。)の職員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないように、要望、相談、苦情等を面談、電話等により当該職員に伝えることをいうものとする。</p>
<p>二 本件事案の徹底的な事実関係の究明のため、本件事案等に関係のある機構等職員を始めその他機構等職員、機構等勤務経験者で機構等を退職し受注先企業・団体に再就職している者(以下「O-B」という。)等に対し、聴取りによる調査を行うべきではないか。なお、昨年一月三十一日に防衛施設庁に設置された「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」においては、同様な聴取りによる調査が行われたものと承知している。</p>
<p>三 談合の疑いが持たれている林道調査業務の受注先企業・団体に再就職しているO-Bの人数を、機構・農林水産省の別に、企業・団体毎に示されたい。また、国家公務員では原則禁止されている退職二年以内に再就職したO-Bの人数についても併せて示されたい。なお、旧日本道路公団発注の橋梁談合事案においては、再発防止策として公団O-Bの再就職先の企業名及び人數を毎年公表しているものと承知しており、把</p>

<p>一 松岡大臣は、機構の発注する工事や調査の受注先企業・団体から多額の政治献金を受け取つていたことが明らかになつてゐるが、当該工事や調査に関し、大臣就任以前を含め松岡氏(秘書等の事務所関係者を含む。以下同じ。)からいわゆる「口利き」はなかつたのか。判断根拠となる具体的な事実とともにお示し願いたい。なお、「口利き」とは、不当要求になるおそれがある要</p>
<p>二 本件事案の徹底的な事実関係の究明のため、本件事案等に関係のある機構等職員を始めその他機構等職員、機構等勤務経験者で機構等を退職し受注先企業・団体に再就職している者(以下「O-B」という。)等に対し、聴取りによる調査を行うべきではないか。なお、昨年一月三十一日に防衛施設庁に設置された「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」においては、同様な聴取りによる調査が行われたものと承知している。</p>
<p>三 談合の疑いが持たれている林道調査業務の受注先企業・団体に再就職しているO-Bの人数を、機構・農林水産省の別に、企業・団体毎に示されたい。また、国家公務員では原則禁止されている退職二年以内に再就職したO-Bの人数についても併せて示されたい。なお、旧日本道路公団発注の橋梁談合事案においては、再発防止策として公団O-Bの再就職先の企業名及び人數を毎年公表しているものと承知しており、把</p>
<p>握していない場合は当該企業・団体に対する聽取り等によつて調査の上、回答すべきものと考へる。</p>
<p>四 機構の林道建設業務の受注先企業・団体に再就職しているO-Bの数を、機構・農林水産省の別に、企業・団体毎に示されたい。また、国家公務員では原則禁止されている退職二年以内に再就職したO-Bの人数についても併せて示されたい。</p>

<p>握していない場合は当該企業・団体に対する听取り等によつて調査の上、回答すべきものと考へる。</p>
<p>六 入札談合により生じた損害について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び民法(明治二十九年法律第八十九号)等の規定に基づく損害賠償請求を行つべきではないか。</p>
<p>七 昨年十月の公正取引委員会による立入調査以降、林道調査業務の受注先企業・団体にO-Bが再就職した実績はあるか。また、当該企業・団体への再就職は無期限に自粛すべきではないか。</p>
<p>八 本年一月十八日に機構に設置された「入札制度等改革委員会」には、今般逮捕された森林業務担当理事が委員として参加しているものと承知している。当時既に当該理事が官製談合への関与を指摘されていたにもかかわらず、当該理事を入れ制度改訂の当事者として任命するとは、国民感覚とはかけ離れており、機構の自浄能力の欠如は甚だしい。当該理事を委員として任命した理由及び理事長の任命責任について、政府の見解を示されたい。</p>
<p>九 本年五月十八日に開催された「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」は非公開とされたと承知しているが、農林水産省の自浄能力の欠如を示すものであり、資料に個人情報が含まれることは、国民の理解が得られない。会議を開くことは、議事録についても公開すべきではないか。</p>

内閣衆質一六六第二三九号
平成十九年六月一日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員松本大輔君提出緑資源機構による官製談合と天下りに関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員松本大輔君提出緑資源機構による官製談合と天下りに関する質問に対する答弁書

答弁書

一及び五について

独立行政法人緑資源機構(以下「機構」という。)による緑資源幹線林道の測量・建設コンサルタント業務の発注に関する談合疑惑をめぐる問題について、昨年十月に公正取引委員会が立ち検査を行い、本年五月二十四日に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)に違反する犯罪があつたと思料するとして、公正取引委員会が財團法人林業土木コンサルタンツ、株式会社フォレストック、財團法人森公弘済会及び株式会社片平エンジニアリング

(以下「四法人」という。)を告発し、検察当局の捜査が行われているところであり、現在関係当局により調査・検査中であるところ、お尋ねの点については、お答えは差し控えたい。

二について

機構の談合疑惑をめぐる問題については、農林水産省に設置された「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」(以下「第三者委員会」という。)において、抜本的な再発防止策を検討しているところであり、また、関係当局により調査・検査が行われているところである。こうした中で、農林水産省による聴き取り調査については、関係当局による調査・検査の妨げになることを基本として、第三者委員会における今後の議論を踏まえつつ、適切に検討してまいりたい。

公正取引委員会により告発された四法人に、平成十八年四月一日までの十年間に機構から再就職した人数は、独立行政法人の組織等に関する予備的調査(武正公一君外五十四名提出、平成十八年衆予調第三号)によると、財団法人林業土木コンサルタントについては該当なし、株式会社フォレストックについては一名、財団法人森公弘済会については十七名、株式会社片平エンジニアリングについては一名となつてい

る。

また、平成十六年から平成十八年までの「再就職状況の公表」では、平成十五年八月十六日以降の三年間に、農林水産省の課長・企画官相当職以上で離職し、四法人に、離職後二年以内に最初の再就職をした人数は

財団法人林業土

木コンサルタントについては七名、株式会社フォレストック、財団法人森公弘済会及び株式会社片平エンジニアリングについては該当なし。年内に株式会社フォレストック、株式会社片平エンジニアリングに再就職した事例はない。

四について

お尋ねについては、受注先企業及び団体の数が多く、これらに再就職した者の数を確認する作業が膨大となることから、お答えすることは困難である。

六について

現在、公正取引委員会により告発されることもに、検察当局による検査が行われているところであり、お答えは差し控えたい。

七について

昨年十月の公正取引委員会による立入検査以降、平成十八年度末までの過去五年間に緑資源幹線林道事業の測量・建設コンサルタント業務を受注した企業及び団体(以下「受注法人」とい)については、「世界三位に転落」日本(O.D.A.)財政再建優先に外務省が危機感との見出しが、

また、本年五月二十四日に、独占禁止法に違反する犯罪があつたと料するとして、公正取引委員会が四法人を告発したことを受け、農林水産大臣より機構の理事長に対し、本件の原因の徹底的な解明とその原因を根絶するため的具体的な対策について、外部の有識者により早急に検討するよう指示をしたところである。

九について

第三者委員会については、抜本的な再発防止策についての検討を行う場として、委員間の率直な意見交換を確保すること等が必要であり、こうした観点から、会議の運営等については、同委員会の主体的な判断にゆだねることが適當であるものと考えられた。本年五月十八日に開催された第三者委員会については、同委員会の判断として、公正取引委員会による調査が行われている案件を含め事実関係について委員の共通認識を形成する過程にあつたことから、会議を非公開としたが、委員会の終了後、委員の主な意見について、その概要の公表を行つたところである。

また、本年四月二十六日以降、受注法人への林野庁及び機構からの再就職については自肅しているところである。

本年一月十八日に機構が設置した「入札制度等改革委員会」は、昨年十月に公正取引委員会

の立入検査を受けたことを踏まえて設置されたものであり、入札制度の在り方等を検討するためには、実態に精通している者を含め、すべての理事を参画させることが必要であったとの報告を機構から受けている。

本年四月二十六日に、農林水産大臣より機構の理事長に対し、機構による測量・建設コンサルタント業務及び工事の発注について、直ちに一般競争入札に切り替えるよう指示をしたところである。

一 二〇〇七年五月二十一日付北海道新聞二面に、「世界三位に転落」日本のO.D.A.財政再建優先に外務省が危機感との見出しが、
「政府開発援助(O.D.A.)の実績が年々減り続けていることに、外務省が危機感を抱いている。国際社会で存在感を示す『外交のインフラ』とも呼ばれるO.D.A.だが、財政再建を優先する国内事情に押され、二〇〇六年実績は英國に抜かれ世界三位に転落。来年以降、さらに順位が下がる可能性もある。専門家は『国はO.D.A.の透明性を図り、その必要性を国民に丁寧に説明すべきだ』と指摘している。

経済協力開発機構(O.E.C.D.)が四月三日に発表した〇六年の日本のO.D.A.実績は、前年比十一・七%減の百十六億ドル(約一兆三千七百億円)。六年連続首位の米国、前年比十七・一%増の英國に続き、一九八二年(四位)以来二十四年ぶりに三位以下となつた。

「国内総生産(G.D.P.)が国連加盟国の二位の日本が、(O.D.A.実績で)三位、四位、五位と落ちていくのは国としていかがなものか。麻太郎外相はこの結果について、危機感をあらわにする。減少傾向にある日本は来年以降、四位のフランスや五位のドイツにも追い抜かれる公算が大きくなっている。

平成十九年五月二十四日提出
質問 第二回
政府開発援助(O.D.A.)と我が国の国益に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

O E C D の開発援助委員会(D A C)による
と、日本は九三年から二〇〇〇年まで連続世界
一位だった。それが、小泉純一郎前首相の「聖
域なき構造改革」の下、イラク復興支援とイン
ド洋津波災害救済で増額した〇五年を除き、落
ち込み続いている。

外務省は「軍事的支援ができない日本にとつ
て、ODAのような平和的な経済支援は、国際
社会の評価を高めるために重要な手段」(幹部)
と強調する。だが、昨年の『骨太の方針』は二
年度の基礎的財政収支の黒字化を目指し、OD
A予算の毎年二一四%の削減を決め、今後も、
増額に転じる要素はない。

ODAに詳しい慶應義塾大総合政策学部の草
野厚教授は「海外でどんな成果を挙げているの
か、外務省は国民に対して分かりやすく説明を
尽くすべきだ」などと提言している。この記事を
掲載していることを政府は承知している。

二 ODAの定義如何。

三 ODAの目的如何。

四 ODAは我が国の国益増進にどの様な貢献を
しているか。政府の認識如何。

五 我が国のODA実績額が世界第三位へとその
順位を下げたことは、我が国の国益に資する
か。政府の認識如何。

六 我が国において財政再建を進める上で、OD
Aは障害となりうるか。財務省の見解如何。

七 外務省はODAについて、国民に対する説明
責任を十分果たしていると認識しているか。
右質問する。

内閣衆質一六六第二四〇号
平成十九年六月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員 鈴木宗男君提出政府開発援助(OD
A)と我が国の国益に関する質問に対し、別紙

答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員 鈴木宗男君提出政府開発援助

する答弁書

一について

外務省として、御指摘の報道については承知
している。

二及び三について

政府開発援助(以下「ODA」という。)は、政
府又は政府の実施機関によって開発途上国又は
国際機関に供与され、開発途上国の経済及び社
会の発展並びに福祉の向上に役立つことを目的
として行う資金及び技術の提供による協力のこ
とである。

四について

ODAは、開発途上国の安定と発展のための
支援を通じて、国際社会の平和と繁栄に重要な
役割を果たすとともに、開発途上国との友好関
係を一層増進し、資源や市場を海外に大きく依
存する我が国の国益の増進にも資するものであ
る。

五について

日本の在外公館における美術品の紛失に關す
る質問主意書

提出者 鈴木 宗男

質問 第二四一號
平成十九年五月二十四日提出

日本の在外公館における美術品の紛失に關す
る質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日の
八頁から十三頁に、「スクープ 外務省に新疑
惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で
九十八点が消えた!」との見出しの特集記事(以
下、「週刊金曜日記事」という。)が掲載されてい
ることを外務省は承知しているか。

二 「週刊金曜日記事」によると、二〇〇二年八
月、前田雄吉衆議院議員が外務省から入手した
在外公館に配置されている美術品のリストと、
週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求に
よって入手した、在外公館に配置されている美
術品の最新リストを比較したところ、九十八点
もの美術品がリストから消えていることが確認
されたと、それぞれの美術品名を列挙した上で
報じているが、右の報道の内容は事実か。

三 「週刊金曜日記事」について、外務省から週刊
金曜日に対して何らかの意見を伝えたという事
実があるか。

四 「週刊金曜日記事」によると、週刊金曜日が二
における美術品の紛失について外務省報道課に
取材したところ、「これら(二〇〇二年にあつた
のに最新リストから消えた美術品)は、修理の
ために一時的に本省にて保管している、他の在
外公館に配置換えを行なった、経年劣化により
廃棄処分とした等の理由により、『リスト』から
削除されたのです。在外公館に配置されてい
る美術品は、各在外公館において適切に管理さ
れています」との旨の答えを得たと書かれてい
るが、外務省報道課が右の取材(以下、「週刊金
曜日取材」という。)を受けたという事実がある
か。

五 四が事実であるならば、「週刊金曜日取材」が
行われた日にち及び時間を明らかにされたい。
六 四が事実であるならば、「週刊金曜日取材」に
関する記録が外務省において作成されている
か。

七 四が事実であるならば、「週刊金曜日取材」を

ては、少なくとも我が国の国益に資するもので
あるとは認識していない。

六について

我が国の厳しい財政事情を踏まえると、歳出
改革を通じた財政再建は、最も重要な課題の一
つであり、このため、聖域なき歳出削減・合理
化を実行することが重要と考えている。

二 「週刊金曜日記事」によると、二〇〇二年八
月、前田雄吉衆議院議員が外務省から入手した
在外公館に配置されている美術品のリストと、
週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求に
よって入手した、在外公館に配置されている美
術品の最新リストを比較したところ、九十八点
もの美術品がリストから消えていることが確認
されたと、それぞれの美術品名を列挙した上で
報じているが、右の報道の内容は事実か。

三 「週刊金曜日記事」について、外務省から週刊
金曜日に対して何らかの意見を伝えたという事
実があるか。

四 「週刊金曜日記事」によると、週刊金曜日が二
における美術品の紛失について外務省報道課に
取材したところ、「これら(二〇〇二年にあつた
のに最新リストから消えた美術品)は、修理の
ために一時的に本省にて保管している、他の在
外公館に配置換えを行なった、経年劣化により
廃棄処分とした等の理由により、『リスト』から
削除されたのです。在外公館に配置されてい
る美術品は、各在外公館において適切に管理さ
れています」との旨の答えを得たと書かれてい
るが、外務省報道課が右の取材(以下、「週刊金
曜日取材」という。)を受けたという事実がある
か。

五 四が事実であるならば、「週刊金曜日取材」が
行われた日にち及び時間を明らかにされたい。
六 四が事実であるならば、「週刊金曜日取材」に
関する記録が外務省において作成されている
か。

七 四が事実であるならば、「週刊金曜日取材」を

た競輪施行者が当該指定重勝式勝者投票法の実施を停止する場合における前二項の加算金の処分については、経済産業省令で定める。

第九条の三第一項中「車券」の下に「(重勝式勝者投票法に係るもの)を除く。」を加え、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第三項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「無効」を「無効」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に改め、同条第五項中「前四項」を「前各項」に、「引換」を「引換え」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

重勝式勝者投票法に係る基本勝者投票法の投票が前三項の規定により無効となつた場合は、当該投票の車券に表示された選手(重勝単式又は連勝複式勝者投票法を基本勝者投票法とする場合にあつては、その車券に表示された組)をその車券に表示する重勝式勝者投票法の投票は、無効とする。

第十条の二第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「当該競輪施行者の議会の議決を経て」を削る。

第十条の六第二項中「当該競輪施行者の議会の議決を経て」を削る。

第十三条の十一中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

第十三条の十二第一項中「解散したときは、」の下に「合併及び」を加える。

第十三条の十六の次に次の二条を加える。

第十三条の十六の二 自転車競技会は、他の自転車競技会と合併をすることができる。この

場合においては、合併をする自転車競技会は、役員会の決議を経て、合併契約を締結しなければならない。

第十三条の十六の三 自転車競技会が吸收合併

(自転車競技会が他の自転車競技会とする合併であつて、合併により消滅する自転車競技会(以下「吸收合併消滅自転車競技会」といいう。)の権利義務の全部を合併後存続する自転

車競技会(以下「吸收合併存続自転車競技会」という。)に承継させるものをいう。以下同じ。)をする場合には、吸收合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸收合併存続自転車競技会及び吸收合併消滅自転車競技会の名称及び住所

二 吸收合併がその効力を生すべき日(以下「吸收合併効力発生日」という。)

第三十三条の十六の四 自転車競技会が新設合併(二以上の自転車競技会がする合併であつて、合併により消滅する自転車競技会(以下「新設合併消滅自転車競技会」という。)の権利義務の全部を合併により設立する自転車競技会(以下「新設合併設立自転車競技会」といいう。)に承継させるものをいう。以下同じ。)をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併消滅自転車競技会の名称及び住所

二 新設合併設立自転車競技会の目的、名称

第三十三条の十六の六 吸收合併消滅自転車競技会は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第三十三条の十六の七 吸收合併存続自転車競技会は、吸收合併契約の締結の日の翌日から吸

收合併効力発生日までの間、吸收合併契約の内容その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を主たる事務所に備え置かなければならぬ。

第三十三条の十六の八 吸收合併存続自転車競技会の債権者は、

第三十三条の十六の九 吸收合併存続自転車競技会は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第三十三条の十六の十 吸收合併存続自転車競技会の債権者は、当該吸收合併消滅自転車競技会に對し、吸收合併について異議を述べることができる。

第三十三条の十六の十一 吸收合併存続自転車競技会の債権者は、

第三十三条の十六の十二 吸收合併存続自転車競技会は、次に掲げる

事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

第三十三条の十六の十三 吸收合併存続自転車競技会の期間は、一月を下ることができない。

一 吸收合併をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立

自転車競技会の定款で定める事項

四 新設合併がその効力を生ずべき日(以下「新設合併効力発生日」という。)

新設合併効力発生日の日(以下「新設合併効力発生日」という。)の翌日から吸

收合併効力発生日までの間、新設合併契約の内容その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を主たる事務所に備え置かなければならない。

なかつたときは、当該債権者は、当該吸收合併について承認したものとみなす。

債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、吸收合併消滅自転車競技会は、

当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会

社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。)及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸收合併をしても当該債権者を害するおそれがないと

当該債権者に對し、吸收合併存続自転車競技会の債権者を害するおそれがないと

して、この限りでない。

当該債権者をしても当該債権者を害するおそれがないと

して、この限りでない。

二 役員又は職員の構成が、競輪関係業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
三 競輪関係業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて競輪関係業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがあること。
四 第三十六条第一項の規定により指定を取消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。
五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
イ 破産者で復権を得ない者
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
ハ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
二 国家公務員・審議会・協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員
本 競輪振興法人に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて競輪振興法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
3 競輪振興法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
第二十四条 競輪振興法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
一 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。
二 選手及び自転車の競走前の検査の方法、審判の方法その他競輪の実施方法を定めること。
三 選手の出場のあつせんを行うこと。
四 審判員、選手その他競輪の競技の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
五 自転車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
六 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
七 第十六条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。
八 前各号に掲げるもののほか、競輪の公正

3 競輪振興法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
2 競輪振興法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
3 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、競輪関係業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

3 競輪施行者又は競輪場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをすること。
三 競輪施行者又は競輪場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
四 第二十九条 競輪振興法人は、第十六条第一項各号の規定による交付金をそれぞれ次の各号に掲げる業務に必要な経費以外の経費に充てはならない。
一 第十六条第一号の規定による交付

官 (号外)

	<p>金にあつては、第二十四条第五号に掲げる業務その他自転車その他の機械に関する事務の振興に資するため必要な業務</p> <p>二 第十六条第一項第二号の規定による交付金にあつては、第二十四条第六号に掲げる業務その他体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するため必要な業務</p>	<p>(役員及び職員の公務員たる地位)</p> <p>第三十三条 競輪関係業務に従事する競輪振興法人の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p>
	<p>三 第十六条第一項第三号の規定による交付金にあつては、競輪関係業務</p>	<p>(区分経理)</p> <p>第三十条 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、競輪関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p> <p>(余裕金の運用)</p> <p>第三十一条 競輪振興法人は、次の方法による場合を除くほか、競輪関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。</p>
	<p>一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の取得</p> <p>二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金</p> <p>三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託)</p>	<p>(帳簿の記載)</p> <p>第三十二条 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、競輪関係業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>
	<p>三 第三十四条 競輪振興法人の役員の選任及び解任</p> <p>四 第三十五条 競輪振興法人の役員が、この法律に基づく命令及び処分を含む。若しくは第二十六条第一項の認可を受けた競輪関係業務規程に違反する行為をしたとき、又は競輪関係業務に著しく不適当な行為をしたときは、経済産業大臣は、競輪振興法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。</p>	<p>(監督命令)</p> <p>第三十五条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、競輪振興法人に対し、競輪関係業務に係る監督上必要な命令をすることができる。</p>
	<p>三 第三十六条 経済産業大臣は、競輪振興法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条第一項の規定による指定(以下この条及び次条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。</p> <p>一 競輪関係業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。</p> <p>二 指定に関し不正の行為があつたとき。</p>	<p>(指定等)</p> <p>第三十六条 経済産業大臣は、競輪振興法人が以下の基準に適合すると認められるものを、その申請により、競技実施法人として指定することができる。</p> <p>一 競技実施業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。</p> <p>二 役員又は職員の構成が、競技実施業務の</p>
	<p>三 第三十七条 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、経済産業大臣がその取消し後に新たに競輪振興法人を指定したときは、取消しに係る競輪振興法人の競輪関係業務に係る財産は、新たに指定を受けた競輪振興法人に帰属する。</p> <p>2 前条第一項の規定により指定を取り消した場合における競輪関係業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。</p> <p>第四章 競技実施法人</p>	<p>(指定等)</p> <p>第三十七条 前条第一項の規定により指定を取り消した場合は、その旨を公示しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による指定を受けたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。</p>
	<p>三 第三十八条 経済産業大臣は、營利を目的しない法人であつて、第四十条に規定する業務(以下「競技実施業務」という。)に係る次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、競技実施法人として指定することができる。</p> <p>一 競技実施業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。</p> <p>二 役員又は職員の構成が、競技実施業務の</p>	<p>(指定の更新)</p> <p>第三十八条 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>4 経済産業大臣は、前項の規定による届出が</p>

る売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額」を「(次条第一項に規定する場合を除く。)においては、その小型自動車競走についての払戻対象総額」に、「ん分」を「^{あん}分」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 指定重勝式勝車投票法(重勝式勝車投票法の種別であつて勝車の的中の割合が低いものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)について、第一項の払戻金の額が経済産業省令で定める払戻金の最高限度額を超えるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第十三条を次のように改める。

第十三条 指定重勝式勝車投票法についての勝車投票の的中者がない場合には、当該勝車投票に係る払戻対象総額は、当該小型自動車競走施行者が開催する小型自動車競走に係る当該指定重勝式勝車投票法と同一の種別の指定重勝式勝車投票法の勝車投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

2 前条第三項の場合において、当該払戻金の最高限度額を超える部分の金額の総額は、当該指定重勝式勝車投票法と同一の種別の指定重勝式勝車投票法の勝車投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とする。

3 指定重勝式勝車投票法に係る小型自動車競走を開催した小型自動車競走施行者が当該指定重勝式勝車投票法の実施を停止する場合における前二項の加算金の処分については、経

濟産業省令で定める。

第十四条第一項中「勝車投票券」の下に「(重勝式勝車投票法に係るもの)を除く。」を加え、「左の各号の一」を「当該競走について次の各号のいずれか」に改め、同条第三項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第四項中「前二項を前各項」として、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 重勝式勝車投票法に係る基本勝車投票法の投票が前三項の規定により無効となつた場合は、当該投票の勝車投票券に表示された選手(連勝単式又は連勝複式勝車投票法を基本勝車投票法とする場合にあつては、その勝車投票券に表示された組)をその勝車投票券に表示する重勝式勝車投票法の投票は、無効とする。

第十七条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項中、「当該小型自動車競走施行者の議会の議決を経て」を削る。

第十七条の五第三項中、「当該小型自動車競走施行者の議会の議決を経て」を削る。

第二十条の十一中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 合併した場合

第二十条の十二第一項中「解散したときは、」の下に「合併及び」を加える。

第二十条の十六の二 小型自動車競走会は、他の小型自動車競走会と合併をすることができる。この場合においては、合併をする小型自動車競走会は、役員会の決議を経て、合併契

約を締結しなければならない。

第二十条の十六の三 小型自動車競走会が吸收合併(小型自動車競走会が他の小型自動車競走会とする合併であつて、合併により消滅する小型自動車競走会(以下「吸收合併消滅小型自動車競走会」という。)の権利義務の全部を合併後存続する小型自動車競走会(以下「吸收合併存続小型自動車競走会」という。)に承継させるものをいう。以下同じ。)をする場合には、吸收合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸收合併存続小型自動車競走会及び吸收合併消滅小型自動車競走会の名称及び住所
二 吸收合併がその効力を生ずべき日(以下「吸收合併効力発生日」という。)

一 前項の書面の閲覧の請求

第二十条の十六の四 小型自動車競走会が新設合併(二以上の小型自動車競走会がする合併であつて、合併により消滅する小型自動車競走会(以下「新設合併消滅小型自動車競走会」という。)の権利義務の全部を合併により設立する小型自動車競走会(以下「新設合併設立小型自動車競走会」という。)に承継させるもの)をいう。以下同じ。)をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

2 吸收合併消滅小型自動車競走会は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知り得ている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下るべきことができる。

3 吸收合併消滅小型自動車競走会は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第二十条の十六の六 吸收合併消滅小型自動車競走会の債権者は、当該吸收合併消滅小型自動車競走会に対し、吸收合併について異議を述べることができる。

2 吸收合併消滅小型自動車競走会は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知り得ている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一月を下べきことができる。

3 債権者が前項第二号の期間内に異議を述べ

「新設合併効力発生日」という。)

第二十条の十六の五 吸收合併消滅小型自動車競走会は、吸收合併契約の締結日の翌日から吸收合併効力発生日までの間、吸收合併契約の内容その他經濟産業省令で定める事項を記載した書面を主たる事務所に備え置かなければならぬ。

なかつたときは、当該債権者は、当該吸收合併について承認をしたものとみなす。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、吸收合併消滅小型自動車競走会は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。)及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸收合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第二十条の十六の七 吸收合併存続小型自動車競走会は、吸收合併契約の締結の日の翌日から吸收合併効力発生日までの間、吸收合併契約の内容その他経済産業省令で定める事項を記載した書面を主たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 吸收合併存続小型自動車競走会の債権者は、新設合併消滅小型自動車競走会に対して、その事業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅小型自動車競走会の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

3 新設合併消滅小型自動車競走会は、前項の規定による請求があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 第二十条の四第三項の規定は、第一項の認可に準用する。

第二十条の十六の十一 前条第一項の認可を受けた吸收合併存続小型自動車競走会は、吸收合併効力発生日に、吸收合併消滅小型自動車競走会の権利義務を承継する。

2 前条第一項の認可を受けた新設合併設立小型自動車競走会は、新設合併効力発生日に、新設合併消滅小型自動車競走会の権利義務を承継する。

3 吸收合併消滅小型自動車競走会又は新設合併消滅小型自動車競走会の吸收合併効力発生日の前日又は新設合併効力発生日の前日を含む事業年度は、第二十条の十七において準用する第十九条の十九の規定にかかわらず、吸收合併効力発生日の前日又は新設合併効力発生日の前日に終わるものとし、当該事業年度の例により行うものとする。

4 前条の規定は、吸收合併存続小型自動車競走会に準用する。

第二十条の十六の十二 小型自動車競走会が新設合併をしたときは、遅滞なく、主たる事務所の所在地において、新設合併消滅小型自動車競走会については解散の登記をし、新設合併設立小型自動車競走会については設立の登記をしなければならない。

第二十二条の二を第二十二条の三とし、第二十二条の次に次の二条を加える。

(勝車投票類似の行為の特例)

第二十二条の二 小型自動車競走施行者の職員は、小型自動車競走に関して、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の許可を受けて、勝車投票類似の行為をすることができる。

2 経済産業大臣は、第二十四条(第二号に係る部分に限る。)の規定に違反する行為に関する情報を収集するため必要があると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付する。

4 附則第二項を附則第二条とし、同条に見出しこの例により行うものとする。

第二十一条第一項中「及び小型自動車競走会」を削り、同条第三項中「第六条の二第二項」を「第八条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第五条第四項」を「第六条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第三項とし、同条第

一項の次に次の二項を加える。

2 競走実施法人は、小型自動車競走施行者が行う前項の措置に協力しなければならない。第二十一条を第五十三条とする。

第十八条から第二十条の十七までを削る。

第十七条の六を第二十六条とし、同条の次に次の二章及び章名を加える。

第四章 小型自動車競走振興法人
(指定等)

第二十七条 経済産業大臣は、當利を目的とする法人であつて、次条に規定する業務(以下「小型自動車競走関係業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、小型自動車競走振興法人として指定することができる。

二 役員又は職員の構成が、小型自動車競走関係業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 小型自動車競走関係業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて小型自動車競走関係業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第四十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 破産者で復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ハ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

セラ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることとなる日から三年を経過しない者

二 選手及び小型自動車の競走前の検査の方 法、審判の方法その他小型自動車競走の実施方法を定めること。

三 選手の出場のあつせんを行うこと。

四 審判員、選手その他小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。

五 小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。

六 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。

七 第二十条第一項の規定による交付金の受け入れを行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、小型自動車競走の公正かつ円滑な実施に資する業務又は小型自動車その他の機械に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資する業務であつて、経済産業省令で定めるものを行うこと。

3 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 小型自動車競走振興法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとしてあること。

るときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十八条 小型自動車競走振興法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行うこと。

二 選手及び小型自動車の競走前の検査の方 法、審判の方法その他小型自動車競走の実施方法を定めること。

三 選手の出場のあつせんを行うこと。

四 審判員、選手その他小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。

五 小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。

六 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。

七 第二十条第一項の規定による交付金の受け入れを行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、小型自動車競走の公正かつ円滑な実施に資する業務又は小型自動車その他の機械に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資する業務であつて、経済産業省令で定めるものを行うこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした小型自動車競走関係業務規程が小型自動車競走関係業務の公正かつ適確な実施上不適当となつ

(補助の業務の適正な実施)

第二十九条 小型自動車競走振興法人は、前条第五号及び第六号の規定による補助(以下この条において単に「補助」という。)を公正かつ効率的に行わなければならない。

2 小型自動車競走振興法人から補助を受けて事業を行う者は、次条第一項の認可を受けた小型自動車競走関係業務規程及び当該補助の目的に従つて誠実に当該事業を行わなければならぬ。

3 経済産業大臣は、前項の規定による認可を受けたときは、その開始前に、小型自動車競走関係業務を行つときは、その開始前に、小型自動車競走関係業務の実施方法その他の経済産業省令で定める事項について小型自動車競走関係業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 小型自動車競走関係業務の実施方法が公正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 小型自動車競走施行者又は小型自動車競走若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこ

たと認めるときは、その小型自動車競走関係業務規程を変更すべきことを命ずることがであります。

4 小型自動車競走振興法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その小型自動車競走関係業務規程を公表しなければならない。

(事業計画等)

第三十一条 小型自動車競走振興法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、小型自動車競走関係業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 小型自動車競走振興法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 小型自動車競走振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、小型自動車競走関係業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(業務の休廃止)

第三十二条 小型自動車競走振興法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、小型自動車競走関係業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(交付金の使途)

第三十三条 小型自動車競走振興法人は、第二十条第一項各号の規定による交付金をそれ次の各号に掲げる業務に必要な経費以外の

経費に充ててはならない。

一 第二十条第一項第一号の規定による交付

金にあつては、第二十八条第五号に掲げる

業務その他小型自動車その他の機械に関する

事業の振興に資するため必要な業務

二 第二十条第一項第二号の規定による交付

金にあつては、第二十八条第六号に掲げる

業務その他の体育事業その他の公益の増進を

目的とする事業の振興に資するため必要な

業務

三 第二十条第一項第三号の規定による交付

金にあつては、小型自動車競走関係業務

(区分経理)

第三十四条 小型自動車競走振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、小型自動車競走関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第三十五条 小型自動車競走振興法人は、次の方法による場合を除くほか、小型自動車競走関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

2 小型自動車競走振興法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令及び処分を含む)若しくは第三十条第一項の認可を受けた小型自動車競走関係業務規程に違反する行為をしたとき、又は小型自動車競走関係業務に著しく不適当な行為をしたときは、経済産業大臣は、小型自動車競走振興法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができ。 (監督命令)

第三十六条 小型自動車競走振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、小型自動車競走関係業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

(帳簿の記載)

第三十六条 小型自動車競走振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、小型自動車競走関係業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(役員及び職員の公務員たる地位)

一 小型自動車競走関係業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

四 第三十条第一項の認可を受けた小型自動車競走関係業務規程によらないで小型自動車競走関係業務を行つたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第三十七条 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、経済産業大臣がその取消し後に新たに小型自動車競走振興法人を指定したときは、取消しに係る小型自動車競走振興法人に帰属する。

2 前条第一項の規定により指定を取り消した

場合における小型自動車競走関係業務に係る財産は、新たに指定を受けた小型自動車競走振興法人に帰属する。

(監督命令)

第三十八条 小型自動車競走振興法人の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任及び解任)

第三十九条 経済産業大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、小型自動車競走振興法人に対し、小型自動車競走関係業務に係る監督上必要な命令をすことができる。

2 前条第一項の規定により指定を取り消した場合における小型自動車競走関係業務に係る財産は、新たに指定を受けた小型自動車競走振興法人に帰属する。

2 前条第一項の規定により指定を取り消した場合における小型自動車競走関係業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、合理的に必要と判断される範囲において、政令で定める。

官報(号外)

第五章 競走実施法人

(指定等)

第四十二条 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、第四十四条に規定する業務以下「競走実施業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、競走実施法人として指定することができる。

一 競走実施業務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 役員又は職員の構成が、競走実施業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 競走実施業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて競走実施業務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 第五十二条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

五 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

第三十九条 競走実施法人は、競走実施業務を行うときは、その開始前に、競走実施業務を行つたときには、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を経過しない者

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 3 競走実施法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
 - 4 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
- (指定の更新)
- 第四十三条 前条第一項の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 二 前条の規定は、前項の指定の更新について、その業務を行つてゐる場合に適用する。
- (業務)
- 第四十四条 競走実施法人は、小型自動車競走場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
- 三 経済産業大臣は、第一項の認可をした競走実施業務規程が競走実施業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その競走実施業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 四 競走実施法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その競走実施業務規程を公示しなければならない。
- (事業計画等)
- 第四十五条 競走実施法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、競走実施業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 二 前各号の業務に附帯する業務
- (競走実施業務規程)
- 第四十六条 競走実施法人は、競走実施業務を行うときは、その開始前に、競走実施業務を行つたときには、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 二 競走実施法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第四十五条第一項の認可を受けた競走実施業務規程に違反する行為をしたとき、又は競走実施業務に関し著しく不適当な行為をしたとき

実施方法その他の経済産業省令で定める事項について競走実施業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 競走実施業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 小型自動車競走施行者又は小型自動車競走場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

四 競走実施法人は、競走実施業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、これを保存しなければならない。

(帳簿の記載)

第四十八条 競走実施法人は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、競走実施業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(役員及び職員の公務員たる地位)

第四十九条 競走実施業務に従事する競走実施法人の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員の選任及び解任)

第五十条 競走実施法人の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 競走実施法人の役員が、この法律(この法律に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第四十五条第一項の認可を受けた競走実施業務規程に違反する行為をしたとき、又は競走実施業務に関し著しく不適当な行為をしたとき

書を公表しなければならない。

3 競走実施法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、競走実施業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(業務の休廃止)

第四十七条 競走実施法人は、競走実施業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところによれば、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

官 報 (号 外)

程の認可並びにこれらに関し必要な手続その他
の行為は、第二条の規定の施行前においても、
同条の規定による改正後の同法第二十三条及び
第二十六条の規定の例により行うことができる。
(日本自転車振興会の解散等)

第三条 日本自転車振興会は、附則第一条第一号
に掲げる規定の施行の時において解散するもの
とし、その一切の権利及び義務は、その時にお
いて第二条の規定による改正後の自転車競技法
第二十三条第一項の指定を受けた法人(以下こ
の条及び附則第八条において「競輪振興法人」と
いう。)が承継する。

2 日本自転車振興会の解散の日の前日を含む事
業年度は、その日に終わるものとする。

3 日本自転車振興会の解散の日の前日を含む事
業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借対照
表及び損益計算書については、なお従前の例に
よる。

4 第一項の規定により日本自転車振興会が解散
した場合における解散の登記については、政令
で定める。

5 第一項の規定により競輪振興法人が権利を承
継する場合における当該承継に伴う登記又は登
録については、登録免許税を課さない。

6 第一項の規定により競輪振興法人が権利を承
継する場合における当該承継に係る不動産又は自
動車の取得に対しても、不動産取得税又は自動
車取得税を課すことができない。
(自転車競技会に関する経過措置)

第四条 自転車競技会は、その組織を変更して民
法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の

規定により設立される財團法人(以下単に「財團
法人」という。)になることができる。

2 前項の規定により自転車競技会がその組織を
変更して財團法人になるには、この法律の施行
の日から附則第一条第一号に掲げる規定の施行
の日の前日までの期間(次条において「自転車競
技会に係る移行期間」という。)内に、組織変更
のために必要な款の変更をし、経済産業大臣
の認可を受けなければならない。

3 前項の認可の効力は、附則第一条第一号に掲
げる規定の施行の日から生ずるものとする。

4 第一項の規定による組織変更後の財團法人に
係る民法その他の法令の適用については、第二
項の認可は、財團法人の設立許可とみなす。

5 第一項の規定による財團法人への組織変更に
伴う自転車競技会の登記について必要な事項
は、政令で定める。

第六条 自転車競技会に係る移行期間内に前条第
二項の認可を受けなかつた自転車競技会は、第
二条の規定による改正前の自転車競技法第十三
条の十一の規定にかかわらず、自転車競技会に
係る移行期間の満了の日に解散する。この場合
における解散及び清算については、第二条の規
定による改正前の同法第十三条の十一第四号に
該当することにより解散した自転車競技会の解
散及び清算の例による。

第八条 第二条の規定による改正前の自転車競技
法第五条第一項の規定により日本自転車振興会
に登録されている競輪の審判員、競輪に出場す
る選手並びに競輪に使用する自転車の種類及び
規格は、それぞれ第二条の規定による改正後の
同法第六条第一項の規定により競輪振興法人に
登録されたものとみなす。

(小型自動車競走振興法人の指定等に関する準
備行為)

第九条 第四条の規定による改正後の小型自動車
競走法第二十七条第一項の規定による指定及び

第七条 附則第四条第一項の規定により組織変更
をした財團法人は、附則第一条第一号に掲げる
規定の施行の日に第二条の規定による改正後の
自転車競技法第三十八条第一項の指定を受けた
ものとみなす。

2 前項の規定により第二条の規定による改正後
の自転車競技法第三十八条第一項の指定を受け
たものとみなされた附則第四条第一項の規定に
より組織変更をした財團法人に係る第二条の規
定による改正後の同法第四十一条第一項に規定
する競技実施業務規程については、当該財團法
人は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の
日から三月以内に、その認可の申請をしなけれ
ばならない。

3 附則第四条第一項の規定により組織変更をし
た財團法人は、附則第一条第一号に掲げる規定
の施行の日から前項の申請に基づく認可に関す
る処分があるまでの間は、従前の業務の方法で
第二条の規定による改正後の自転車競技法第四
十条に規定する競技実施業務を行なうことができ
る。

4 第一項の規定により日本小型自動車振興会が
解散した場合における解散の登記については、
政令で定める。

5 第一項の規定により小型自動車競走振興法人
が権利を承継する場合における当該承継に伴う
登記又は登録については、登録免許税を課さな
い。

6 第一項の規定により小型自動車競走振興法人
が権利を承継する場合における当該承継に係る
不動産又は自動車の取得に対しても、不動産取
得税又は自動車取得税を課すことができない。

第十条 日本小型自動車振興会は、附則第一条第
二号に掲げる規定の施行の時において解散する
ものとし、その一切の権利及び義務は、その時
において第四条の規定による改正後の小型自動
車競走法第二十七条第一項の指定を受けた法人
(以下この条及び附則第十五条において「小型自
動車競走振興法人」という。)が承継する。

2 日本小型自動車振興会の解散の日の前日を含
む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 日本小型自動車振興会の解散の日の前日を含
む事業年度に係る事業報告書、財産目録、貸借
対照表及び損益計算書については、なお従前の
例による。

4 第一項の規定により日本小型自動車振興会が
解散した場合における解散の登記については、
政令で定める。

5 第一項の規定により小型自動車競走振興法人
が権利を承継する場合における当該承継に伴う
登記又は登録については、登録免許税を課さな
い。

6 第一項の規定により小型自動車競走振興法人
が権利を承継する場合における当該承継に係る
不動産又は自動車の取得に対しても、不動産取
得税又は自動車取得税を課すことができない。

(小型自動車競走会に関する経過措置)

第十一條 小型自動車競走会は、その組織を変更して財団法人になることができる。

2 前項の規定により小型自動車競走会がその組織を変更して財団法人になるには、この法律の施行の日から附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの期間(次条において「小型自動車競走会に係る移行期間」という。)内に、組織変更のために必要な款の変更をし、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可の効力は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から生ずるものとする。

4 第一項の規定による組織変更後の財団法人に係る民法その他の法令の適用については、第二項の認可は、財団法人の設立許可とみなす。

5 第一項の規定による財団法人への組織変更に伴う小型自動車競走会の登記について必要な事項は、政令で定める。

第十二条 小型自動車競走会に係る移行期間内に前条第二項の認可を受けなかつた小型自動車競走会は、第四条の規定による改正前の小型自動車競走法第二十条の十一の規定にかかわらず、小型自動車競走会に係る移行期間の満了の日に解散する。この場合における解散及び清算については、第四条の規定による改正前の同法第二十条の十一第四号に該当することにより解散した小型自動車競走会の解散及び清算の例による。

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までに第四条の規定による改正前的小型自動車競走法第二十条の十一各号のいずれ

かに該当することにより小型自動車競走会が解散した場合における小型自動車競走会の清算について、なお従前の例による。

2 前項の規定により第四条の規定による改正後の小型自動車競走法第四十二条第一項の指定を受けたものとみなされた附則第十一条第一項の規定により組織変更をした財団法人に係る第四条の規定による改正後の同法第四十五条第一項に規定する競走実施業務規程については、当該財団法人は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から三月以内に、その認可の申請をしなければならない。

3 附則第十一条第一項の規定により組織変更をした財団法人は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から前項の申請に基づく認可に関する処分があるまでの間は、従前の業務の方法で第四条の規定による改正後の小型自動車競走法第四十四条に規定する競走実施業務を行うことができる。

第十五条 第四条の規定による改正前の小型自動車競走法第八条第一項の規定により日本小型自動車振興会に登録されている小型自動車競走の審判員、小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車は、それぞれ第四条の規定による改正後の同法第十一條第一項の規定により小型自動車競走振興法人に登録されたものとみなす。

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置)

第十六条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二号)の施行の日が第二条の規定の施行の日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号)別表第十八号の規定の適用については、同号中「第十八条」とあるのは「第五十六条」と、「第二十三条後段」とあるのは「第六十条後段」とする。

第十七条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が第四条の規定の施行の日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律別表第二十一号の規定の適用については、同号中「第二十四条」とあるのは「第六十一条」と、「第二十八条後段」とあるのは「第六十五条後段」とする。

(第二条の規定による改正に伴う国立国会図書館法等の一部改正)

第二十一条 次に掲げる法律の規定中日本自転車振興会の項を削る。

一 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)別表第一

二 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第一百三十九号)別表

三 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第一百四十号)別表第一

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

(第二条の規定による改正に伴う行政事件訴訟法等の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された日本自転車振興会を被告とする抗告訴訟の管轄については、なお従前の例による。

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、第二条の規定による改正後の自転車競技法第二十三条第一項に規定する競輪振興法人及び同法第三十八条第一項に規定する競技実施法人並びに第四条の規定による改正後の小型自動車競走振興法人及び同法第四十二条第一項に規定する競走実施法人の組織及び機能について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(号外)

条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき日本自転車振興会がした行為及び日本自転車振興会に對してされた行為については、なお従前の例による。

第二十四条 附則第二十一条の規定の施行前に同条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定に基づき日本自動車振興会がした行為及び日本自転車振興会に對してされた行為については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、日本自転車振興会が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したもの)を含む)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前項各号に掲げる者が、その業務に關して知り得た日本小型自動車振興会から旧法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に從事していた者

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらのお従前の例による。

二 日本自転車振興会から旧法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に從事していた者

3 前項各号に掲げる者が、その業務に關して知り得た日本自転車振興会が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盜用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらのお従前の例による。

二 日本小型自動車振興会がした行為及び日本小型自動車振興会に對してされた行為については、な

3 前項各号に掲げる者が、その業務に關して知り得た日本自転車振興会が保有していた旧法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盜用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらのお従前の例による。

二 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、日本小型自動車振興会が保有していた個人の秘密に属する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定に基づき日本自動車振興会がした行為及び日本小型自動車振興会に對してされた行為については、なお従前の例による。

条の規定による改正に伴う国立国会図書館法等の一部改正)

第二十五条 次に掲げる法律の規定中日本小型自動車振興会の項を削る。

一 國立国会図書館法別表第一

二 行政事件訴訟法別表

三 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表

五 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一

六 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表

七 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一

八 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表

九 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一

十 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表

十一 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一

十二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表

十三 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一

十四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表

十五 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一

十六 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表

十七 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一

十八 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一

十九 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一

に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るものの(その全部又は一部を複製し、又は加工したもの)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第二第一号の表

三 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)別表第三第一号の表

四 削除

第五十二条 次に掲げる法律の規定中小型自動車競走会の項及び日本小型自動車振興会の項を削る。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表

二 所得税法別表第一第一号の表

三 法人税法別表第二第一号の表

四 消費税法別表第三第一号の表

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正

六 得税法別表第一第一号の表

七 得税法別表第二第一号の表

八 得税法別表第三第一号の表

九 得税法別表第四第一号の表

十 得税法別表第五第一号の表

十一 得税法別表第六第一号の表

十二 得税法別表第七第一号の表

十三 得税法別表第八第一号の表

十四 得税法別表第九第一号の表

十五 得税法別表第十第一号の表

十六 得税法別表第十一第一号の表

十七 得税法別表第十二第一号の表

十八 得税法別表第十三第一号の表

十九 得税法別表第十四第一号の表

二十 得税法別表第十五第一号の表

二十一 得税法別表第十六第一号の表

二十二 得税法別表第十七第一号の表

二十三 得税法別表第十八第一号の表

二十四 得税法別表第十九第一号の表

二十五 得税法別表第二十第一号の表

二十六 得税法別表第二十一第一号の表

二十七 得税法別表第二十二第一号の表

二十八 得税法別表第二十三第一号の表

二十九 得税法別表第二十四第一号の表

三十 得税法別表第二十五第一号の表

三十一 得税法別表第二十六第一号の表

三十二 得税法別表第二十七第一号の表

三十三 得税法別表第二十八第一号の表

三十四 得税法別表第二十九第一号の表

三十五 得税法別表第三十第一号の表

三十六 得税法別表第三十一第一号の表

三十七 得税法別表第三十二第一号の表

三十八 得税法別表第三十三第一号の表

三十九 得税法別表第三十四第一号の表

四十 得税法別表第三十五第一号の表

四十一 得税法別表第三十六第一号の表

四十二 得税法別表第三十七第一号の表

四十三 得税法別表第三十八第一号の表

四十四 得税法別表第三十九第一号の表

四十五 得税法別表第四十第一号の表

四十六 得税法別表第四十一第一号の表

四十七 得税法別表第四十二第一号の表

四十八 得税法別表第四十三第一号の表

四十九 得税法別表第四十四第一号の表

五十 得税法別表第四十五第一号の表

五十一 得税法別表第四十六第一号の表

五十二 得税法別表第四十七第一号の表

五十三 得税法別表第四十八第一号の表

五十四 得税法別表第四十九第一号の表

五十五 得税法別表第五十第一号の表

五十六 得税法別表第五十一第一号の表

五十七 得税法別表第五十二第一号の表

五十八 得税法別表第五十三第一号の表

五十九 得税法別表第五十四第一号の表

六十 得税法別表第五十五第一号の表

六十一 得税法別表第五十六第一号の表

六十二 得税法別表第五十七第一号の表

六十三 得税法別表第五十八第一号の表

六十四 得税法別表第五十九第一号の表

六十五 得税法別表第六十第一号の表

六十六 得税法別表第六十一第一号の表

六十七 得税法別表第六十二第一号の表

六十八 得税法別表第六十三第一号の表

六十九 得税法別表第六十四第一号の表

七十 得税法別表第六十五第一号の表

七十一 得税法別表第六十六第一号の表

七十二 得税法別表第六十七第一号の表

七十三 得税法別表第六十八第一号の表

七十四 得税法別表第六十九第一号の表

七十五 得税法別表第七十第一号の表

七十六 得税法別表第七十一第一号の表

七十七 得税法別表第七十二第一号の表

七十八 得税法別表第七十三第一号の表

七十九 得税法別表第七十四第一号の表

八十 得税法別表第七十五第一号の表

八十一 得税法別表第七十六第一号の表

八十二 得税法別表第七十七第一号の表

八十三 得税法別表第七十八第一号の表

八十四 得税法別表第七十九第一号の表

八十五 得税法別表第八十第一号の表

八十六 得税法別表第八十一第一号の表

八十七 得税法別表第八十二第一号の表

八十八 得税法別表第八十三第一号の表

八十九 得税法別表第八十四第一号の表

九十 得税法別表第八十五第一号の表

九十一 得税法別表第八十六第一号の表

九十二 得税法別表第八十七第一号の表

九十三 得税法別表第八十八第一号の表

九十四 得税法別表第八十九第一号の表

九十五 得税法別表第九十第一号の表

九十六 得税法別表第九十一第一号の表

九十七 得税法別表第九十二第一号の表

九十八 得税法別表第九十三第一号の表

九十九 得税法別表第九十四第一号の表

一百 得税法別表第九十五第一号の表

二二 得税法別表第九十六第一号の表

二三 得税法別表第九十七第一号の表

二四 得税法別表第九十八第一号の表

二五 得税法別表第九十九第一号の表

二六 得税法別表第一百第一号の表

二七 得税法別表第一百零一第一号の表

二八 得税法別表第一百零二第一号の表

二九 得税法別表第一百零三第一号の表

三十 得税法別表第一百零四第一号の表

三一 得税法別表第一百零五第一号の表

三二 得税法別表第一百零六第一号の表

三三 得税法別表第一百零七第一号の表

三四 得税法別表第一百零八第一号の表

三四 得税法別表第一百零九第一号の表

三四 得税法別表第一百一〇第一号の表

三四 得税法別表第一百一一第一号の表

三四 得税法別表第一百一二第一号の表

三四 得税法別表第一百一三第一号の表

三四 得税法別表第一百一四第一号の表

三四 得税法別表第一百一五第一号の表

三四 得税法別表第一百一六第一号の表

三四 得税法別表第一百一七第一号の表

三四 得税法別表第一百一八第一号の表

三四 得税法別表第一百一九第一号の表

三四 得税法別表第一百二十第一号の表

三四 得税法別表第一百二十一第一号の表

三四 得税法別表第一百二十二第一号の表

三四 得税法別表第一百二十三第一号の表

三四 得税法別表第一百二十四第一号の表

三四 得税法別表第一百二十五第一号の表

三四 得税法別表第一百二十六第一号の表

三四 得税法別表第一百二十七第一号の表

三四 得税法別表第一百二十八第一号の表

三四 得税法別表第一百二十九第一号の表

三四 得税法別表第一百三十第一号の表

三四 得税法別表第一百三十一第一号の表

三四 得税法別表第一百三十二第一号の表

三四 得税法別表第一百三十三第一号の表

三四 得税法別表第一百三十四第一号の表

三四 得税法別表第一百三十五第一号の表

三四 得税法別表第一百三十六第一号の表

三四 得税法別表第一百三十七第一号の表

三四 得税法別表第一百三十八第一号の表

三四 得税法別表第一百三十九第一号の表

三四 得税法別表第一百四十第一号の表

三四 得税法別表第一百四十一第一号の表

三四 得税法別表第一百四十二第一号の表

三四 得税法別表第一百四十三第一号の表

三四 得税法別表第一百四十四第一号の表

三四 得税法別表第一百四十五第一号の表

三四 得税法別表第一百四十六第一号の表

三四 得税法別表第一百四十七第一号の表

三四 得税法別表第一百四十八第一号の表

三四 得税法別表第一百四十九第一号の表

三四 得税法別表第一百五十第一号の表

三四 得税法別表第一百五十一第一号の表

三四 得税法別表第一百五十二第一号の表

三四 得税法別表第一百五十三第一号の表

三四 得税法別表第一百五十四第一号の表

三四 得税法別表第一百五十五第一号の表

三四 得税法別表第一百五十六第一号の表

三四 得税法別表第一百五十七第一号の表

三四 得税法別表第一百五十八第一号の表

三四 得税法別表第一百五十九第一号の表

三四 得税法別表第一百六十第一号の表

三四 得税法別表第一百七十第一号の表

三四 得税法別表第一百七十一第一号の表

三四 得税法別表第一百七十二第一号の表

三四 得税法別表第一百七十三第一号の表

三四 得税法別表第一百七十四第一号の表

三四 得税法別表第一百七十五第一号の表

三四 得税法別表第一百七十六第一号の表

三四 得税法別表第一百七十七第一号の表

三四 得税法別表第一百七十八第一号の表

三四 得税法別表第一百七十九第一号の表

三四 得税法別表第一百八十第一号の表

三四 得税法別表第一百八十一第一号の表

三四 得税法別表第一百八十二第一号の表

三四 得税法別表第一百八十三第一号の表

三四 得税法別表第一百八十四第一号の表

三四 得税法別表第一百八十五第一号の表

三四 得税法別表第一百八十六第一号の表

三四 得税法別表第一百八十七第一号の表

三四 得税法別表第一百八十八第一号の表

三四 得税法別表第一百八十九第一号の表

三四 得税法別表第一百九十一第一号の表</p

官 報 (号 外)

院名簿に係る選挙区ごとに、当該衆議院(比
例代表選出)議員の選挙において選舉すべき

議員の数に相当する数

三 參議院(比例代表選出)議員の選挙 公職の

候補者たる参議院名簿登載者一人について、

第六百六十四条の七第一項中「街頭演説」の下に
「(衆議院比例代表選出議員の選挙において行われ
るもの)を除く。」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五日
を経過した日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規
定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の
施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてそ
の期日を公示される総選挙から、参議院議員の
選挙については施行日以後初めてその期日を公
示される通常選挙から適用し、施行日の前日ま
でにその期日を公示された衆議院議員の総選挙
及び施行日以後初めてその期日を公示される衆
議院議員の総選挙の期日の前の日までにその期
日を告示される衆議院議員の選挙並びに施行
日の前日までにその期日を公示された参
議院議員の通常選挙及び施行日以後初めてそ
の期日を公示される参議院議員の通常選挙の期
日の公示の日の前日までにその期日を告示される
参議院議員の選挙については、なお従前の例に
よる。

理 由

衆議院比例代表選出議員の選挙において衆議院
名簿届出政党等が標旗を掲げて街頭演説をするこ
とができることとともに、参議院比例代表
選出議員の選挙において公職の候補者たる参議院
名簿登載者に交付する街頭演説用の標旗の数を増
加する必要がある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

官 報 (号 外)

第明治二十二年三月三十一日可付認物便郵種三十五年二月三十日

平成十九年六月五日 衆議院会議録第三十九号

発行所
二東京一〇番地立行政法人國立印刷局
獨立四號虎門二五丁目
五番地五八区四門二五丁目
四番地五八区四門二五丁目

電話

03
(3387)
4294

定 価

本体 二二〇円
一部 二五円